

## 野々市市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例について

### 制定の背景・目的

子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決して、子育てしやすい社会を実現するため、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て支援法」が公布され、平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」が本格的にスタートする予定です。

新制度では、「子育てについての第一義的責任は保護者が持つ」という基本的な考え方をベースとし、そのうえで、幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に進めることを目指しています。

放課後児童健全育成事業は、新制度において、市町村が中心となって、地域のニーズに応じたさまざまな子育て支援を行う「地域子ども・子育て支援事業」に位置づけられ、平成 26 年 4 月 30 日付けで公布された厚生労働省令に基づき、条例を制定して事業を実施することとされています。(子ども・子育て支援に係る新たな制度の施行日が、消費税 10%への引き上げと連動しているため、この施行日についても変更となる可能性があります。)

なお、厚生労働省令で定める基準には、「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の区分が示されており、市町村が地域の実情に応じて基準を定めることとなります。

従うべき基準	必ず適合しなければならない基準。条例で、法令と異なる内容を定めることはできませんが、基準の範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることはできます。
参酌すべき基準	十分に参照した上で、地域の実情に応じて、異なる内容を条例に定めることができる基準です。

## 条例制定の概要

本市の放課後児童クラブの運営の現状は、この度、国が策定した「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」と異なる内容を定める特別な事情がないことから、「野々市市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」において制定を予定している内容も国基準のとおりとします。

国 基 準		分類	市条例	市の規準案
最低基準 の目的	○市町村が条例で定める基準は、利用者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを目的とする。	参 酌 す べ き 基 準	第 1 条  第 2 条  第 3 条 第 1 項	適正な事業運営を確保する上で適当と判断されることから、国規準のとおりとする。
最低基準 の向上	○市町村長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、放課後児童健全育成事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。	参 酌 す べ き 基 準	第 4 条 第 3 項	適正な事業運営を確保する上で適当と判断されることから、国規準のとおりとする。
	○市町村は、最低基準を向上させるよう努めるものとする。		第 3 条 第 2 項	
最低基準 の運用	○放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。	参 酌 す べ き 基 準	第 4 条 第 1 項	設備及び運営の最低基準に対する事業者の対応について、基本的な考え方を示すものであるため、国の規準のとおりとする。
	○最低基準を超えて、設備を有し、又は運営している放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。		第 4 条 第 2 項	

一般原則	○放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならない。	参 酌 す べ き 基 準	第 5 条 第 1 項	児童クラブの支援の目的について基本的な事項を満たしているため、国の規準のとおりとする。
	○放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権を十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。		第 5 条 第 2 項	人格の尊重、地域社会との連携、保護者等への運営内容の説明、自己評価の実施における透明性の確保、保育環境の整備などについて、適正な事業運営を確保する上で、基本的な事項を満たしているため、国基準のとおりとする。
	○放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。	参 酌 す べ き 基 準	第 5 条 第 3 項	
	○放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。		第 5 条 第 4 項	
○放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けなければならない。		第 5 条 第 5 項		

非常災害対策	○放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。	参 酌 す べ き 基 準	第 6 条 第 1 項	非常災害対策について、適正な事業運営を確保する上で基本的事項を満たしているため、国基準のとおりとする。
	○前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的に行わなければならない。		第 6 条 第 2 項	
職員の一般的要件	○放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。	参 酌 す べ き 基 準	第 7 条	事業者の職員の一般的要件について、基本的な事項を満たしているため、国基準のとおりとする。
職員の知識及び技能の向上等	○放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めなければならない。	参 酌 す べ き 基 準	第 8 条 第 1 項	児童の健全育成を図る役割を担う事業者の職員について、基本的事項を満たしているため、国基準のとおりとする。
	○放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。		第 8 条 第 2 項	
設備の規準	○放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下この条において「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。	参 酌 す べ き 基 準	第 9 条 第 1 項	児童を安全に保育する上で、必要な水準を満たしていると判断されるため国基準

設備の規 準	○専用区画の面積は、児童1人につ きおおむね 1.65 平方メートル以上 でなければならない。	参 酌 す べ き 基 準	第 9 条 第 2 項	のとおりと する。 ※施行の際、 現に行われ ている専用 区画の面積 は当分の間、 経過措置を 設ける
	○専用区画並びに第1項に規定する 設備及び備品等（次項において「専 用区画等」という。）は放課後児童健 全育成事業所を開所している時間帯 を通じて専ら当該放課後児童健全育 成事業の用に供するものでなければ ならない。ただし、利用者の支援に 支障がない場合は、この限りでない。		第 9 条 第 3 項	
	○専用区画等は、衛生及び安全が確 保されたものでなければならない。		第 9 条 第 4 項	
職 員	○放課後児童健全育成事業者は、放 課後児童健全育成事業所ごとに、放 課後児童支援員を置かなければなら ない。	従 う べ き 基 準	第 10 条 第 1 項	
	○放課後児童支援員の数は、支援の 単位ごとに2人以上とする。ただし、 その1人を除き、補助員（放課後児 童支援員が行う支援について放課後 児童支援員を補助する者をいう。第 5項において同じ。）をもってこれに 代えることができる。		第 10 条 第 2 項	
	○放課後児童支援員は、次の各号の いずれかに該当する者であって、都 道府県知事が行う研修を修了したも のでなければならない。 （1）保育士の資格を有する者 （2）社会福祉士の資格を有する者 （3）学校教育法（昭和22年法律第 26号）の規定による高等学校（旧 中等学校令（昭和18年勅令第36 号）による中等学校を含む。）若 しくは中等教育学校を卒業した 者、同法第90条第2項の規定に		第 10 条 第 3 項	

<p>職 員</p>	<p>より大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第 9 号において「高等学校卒業者等」という。）であって、2 年以上児童福祉事業に従事したもの</p> <p>(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学が認められた者</p> <p>(7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修</p>	<p>従 う べ き 基 準</p>	<p>第 10 条 第 3 項</p>	
------------	---	----------------------------	-------------------------	--

職 員	<p>めて卒業した者</p> <p>(8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの</p>	従うべき基準	第10条第3項	/
	<p>○第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。</p>	参酌すべき基準	第10条第4項	<p>安全性の確保において必要な水準を満たしていると判断されるため、国基準のとおりとする。</p> <p><b>※施行の際、現に行われているおおむね40人を超える事業所は当分の間、経過措置を設ける</b></p>
	<p>○放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障</p>	従うべき基準	第10条第5項	/

	がない場合は、この限りでない。			
利用者を平等に取り扱う原則	○放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。	参 酌 す べ き 基 準	第 11 条	児童を健全育成するための基本的事項を満たしているため国基準のとおりとする。
虐待等の禁止	○放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	参 酌 す べ き 基 準	第 12 条	事業に携わる職員について、適正な事業運営を確保する上で基本的事項を満たしているため国基準のとおりとする。
衛生管理等	○放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。	参 酌 す べ き 基 準	第 13 条 第 1 項	事業を実施する上での安全及び衛生管理について、必要な水準を満たしていると判断されるため、国基準のとおりとする。
	○放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。		第 13 条 第 2 項	
	○放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医薬品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。		第 13 条 第 3 項	
運営規程	放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定め	参 酌 す べ き 基 準	第 14 条	事業を実施する上で、定めておかなければ重要

運営規程	<p>ておこななければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(3) 開所している日及び時間</p> <p>(4) 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額</p> <p>(5) 利用定員</p> <p>(6) 通常の事業の実施地域</p> <p>(7) 事業の利用に当たっての留意事項</p> <p>(8) 緊急時等における対応方法</p> <p>(9) 非常災害対策</p> <p>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(11) その他事業の運営に関する重要事項</p>	参 酌 す べ き 基 準	第 14 条	事項について、基本的事項を満たしていると判断されるため、国基準のとおりとする。
放課後児童健全育成事業者が備える帳簿	○放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておこななければならない。	参 酌 す べ き 基 準	第 15 条	事業に携わる事業者の運営における透明性を確保するために必要な水準を満たしているため、国基準のとおりとする。
秘密保持等	<p>○放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>○放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその</p>	参 酌 す べ き 基 準	第 16 条	事業者の職員が、事業に携わる上で必要となる、個人情報保護について、基本的事

	家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。			項を満たしているため、国基準のとおりとする。
苦情への対応	<p>○放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>○放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。</p>	参 酌 す べ き 基 準	第17条	事業を実施する上で、苦情解決体制の整備と課題を解決するために運営適正化委員会が行う調査への協力は必要なことであり、基本的事項を満たしているため、国基準のとおりとする。
開所時間及び日数	<p>○放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、その地域における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。</p> <p>(1) 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間</p> <p>(2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間</p>	参 酌 す べ き 基 準	第18条 第1項	保護者の就労を支援する上で、最低限必要とされる開所日数・開所時間を満たしているため、国基準のとおりとする。

	○放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき250日以上を原則として、その地域における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。		第18条 第2項	
保護者との連絡	○放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。	参 酌 す べ き 基 準	第19条	保護者との連携は重要であり、事業を実施する上での基本的事項を満たしているため、国基準のとおりとする。
関係機関との連携	○放課後児童健全育成事業者は、市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。	参 酌 す べ き 基 準	第20条	関係機関との連携は非常に重要であり、事業を実施する上で基本的事項を満たしているため、国基準のとおりとする。
事故発生時の対応	○放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。	参 酌 す べ き 基 準	第21条 第1項	緊急時の対応について、必要な水準を満たしているため、国基準のとおりとする。
	○放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない		第21条 第2項	

	い。			
施行期日	○この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）の施行の日から施行する。	参 酌 す べ き 基 準	附 則 第 1 条	法律の施行に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めることとされるため、国基準のとおりとする。
設備の規 準の経過 措置	○この条例の施行の際現に存する放課後児童健全育成事業所（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行後に増築され、又は全面的に改築されたものを除く。附則第 4 条において「既存事業所」という。）については、第 9 条第 2 項の規定は、当分の間、適用しない。	参 酌 す べ き 基 準	附 則 第 2 条	※施行の際、現に行われている専用区画の面積は当分の間、経過措置を設ける
職員に関 する経過 措置	○この条例の施行の日から平成 32 年 3 月 31 日までの間、第 10 条第 3 項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成 32 年 3 月 31 日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。	従 う べ き 基 準	附 則 第 3 条	
一の支援 の単位を 構成する 児童の数 に関する 経過措置	○既存事業所については、第 10 条第 4 項（一の支援の単位を構成する児童の数に係る部分に限る。）は、当分の間、適用しない。	参 酌 す べ き 基 準	附 則 第 4 条	施行の際、現に行われているおおむね 40 人を超える事業所は当分の間、経過措置を設ける